

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、旧勤務先から解雇されたことによる就労不能損害及び就業するために転居したことにより生じた追加的費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記の損害項目に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 就労不能等による給与等減収分 55,000円
期間 平成23年5月21日から31日
- 2 就労不能等による追加的費用
 - (1) 家財購入費用 154,500円
 - (2) 平成23年7月19日賃貸借契約初期費用 137,770円
 - (3) 平成23年5月21日から同年7月31日までの
親族宅滞在費 80,000円

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として、申立人に対し、金427,270円を支払う義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし同項記載の期間に限る）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月30日

(仲介委員長 小瀬保郎、仲介委員 高橋英一、同 加藤俊子)